平成２４年（フ）第５０５６号
大阪市旭区清水４丁目６番10―411号、前住所大阪市旭区大宮４丁目22番10―309号　カルム大宮
債務者　東　恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５９号
大阪府寝屋川市上神田１―40―３　レオパレスグレイスⅣ204号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市葛原１丁目34番６号
債務者　中嶋　啓志
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６９号
大阪市東成区大今里西３丁目10番６号　グレース今里601号
債務者　木下　真理
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０１号
大阪府東大阪市中小阪５丁目19番20号　田園ハイツ204号
債務者　植田　昌代（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１８号
大阪市北区西天満３丁目１番５号　英和ビル704号室
債務者　佐竹　秀明
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１９号
大阪市北区西天満３丁目１番５号　英和ビル704号室
債務者　佐竹智恵子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２３号
大阪市浪速区元町３丁目５番19号プランドールキンエー難波102号
債務者　大段　美香
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７２号
大阪府八尾市南本町５丁目６番51号
債務者　長谷川良美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７４号
大阪府寝屋川市高宮１丁目２番15号
債務者　石田　有貴
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３８号
大阪府四條畷市岡山２丁目18番13号
債務者　髙橋　純子（旧姓南庄）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４３号
大阪市北区池田町１番23号マンションペガサス305号室
債務者　岸本　千春
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５３号
大阪市都島区東野田町５丁目５番16号　生活訓練施設加光、前住所大阪府守口市金田町１丁目11番13―203号
債務者　小谷　敏夫
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５６２号
大阪府門真市岸和田１丁目６番９―106号
債務者　四本　智子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４０号
神戸市須磨区中落合１丁目２番423―403号、従前の住所神戸市須磨区竜が台１丁目１番地の２　25号棟103号
債務者　小坂　睦美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７０号
神戸市中央区東雲通１丁目３番15―503号、従前の住所神奈川県海老名市東柏ヶ谷５丁目16番12―201号
債務者　山本　大介
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１２号
広島市中区広瀬北町４番18―204号
債務者　石田　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　広島地方裁判所民事第４部